

熊本県流域下水道維持管理要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、流域下水道の適正な管理を図るため、下水道法（昭和第33年法律第79号、以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、流域下水道の接続、使用等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 流域下水道：熊本県が管理する法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (2) 流域下水道管理者：流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行う熊本県をいう。
- (3) 流域関連公共下水道：法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道をいう。
- (4) 公共下水道管理者：流域関連公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行う市町村をいう。

第2章 流域関連公共下水道の接続

(接続の基準)

第3条 流域関連公共下水道の流域下水道への接続は、別記第1に定める流域下水道接続基準によらなければならない。

(接続の申請及び承認)

第4条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道を流域下水道に接続しようとするときは、当該接続工事に着手しようとする日の30日前までに、接続しようとする箇所ごとに申請書（別記第1号様式）を流域下水道管理者に提出し、その計画について承認を受けなければならない。承認を受けた計画の変更（別記第2に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 流域下水道管理者は、前項の申請を受理した場合において当該計画が第3条の規定による流域下水道接続基準に適合していると認めるときは、その旨を通知書（別記第2号様式）により、速やかに公共下水道管理者に通知するものとする。

3 接続箇所に二以上の公共下水道管理者が設置した流域関連公共下水道からの下水が合流して接続される場合において、第1項の接続承認申請は、当該公共下水道管理者で必要な協定を締結し、その協定により定められた公共下水道管理者が行うものとする。
なお、この場合の申請書には、協定書の写しを添付するものとする。

(接続工事の施行)

第5条 公共下水道管理者は、前条第1項の規定による承認を受けたときは、速やかにその接続工事を行わなければならない。

(接続工事の着手届の提出)

第6条 公共下水道管理者は、前条の規定により接続工事に着手しようとするときは、着手届(別記第3号様式)を流域下水道管理者に提出しなければならない。

(接続工事の完了検査)

第7条 公共下水道管理者は、第5条の規定による接続工事が完了したときは、遅滞なく完了検査要請書(別記第4号様式)を流域下水道管理者に提出し、流域下水道管理者の指定した職員による検査を受けなければならない。

2 流域下水道管理者は、前項の検査の結果第3条に規定する接続基準に適合していると認めるときは、その結果を通知書(別記第5号様式)により公共下水道管理者に通知するものとする。

第3章 流域下水道の使用

(流域下水道の処理開始の通知)

第8条 流域下水道管理者は、流域下水道の処理開始をしようとするときは、法第25条の26の規定に基づき、当該処理開始に係る区域内の公共下水道管理者に通知書(別記第6号様式)によりその旨を通知するものとする。

(使用の申請及び承認)

第9条 公共下水道管理者は、流域下水道を使用して下水の処理を開始しようとするときは、当該下水を処理すべき区域について、法第9条第2項の規定に基づく公示をしようとする日から起算して30日前までに申請書(別記第7号様式)を流域下水道管理者に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた区域を変更しようとするときも、同様とする。

2 流域下水道管理者は、前項の承認をするときは、当該公共下水道管理者に対し、承認書(別記第8号様式)を交付するものとする。

(承認の基準)

第10条 前条第1項の承認の基準は、別記第3に定めるとおりとする。

(処理開始の公示内容の報告)

第11条 第9条の承認を受けた公共下水道管理者は、当該承認を受けた区域について法第9条第2項の規定に基づく公示をしたときは、当該公示をした日から起算して10日以内に公示の内容を報告書(別記第9号様式)により流域下水道管理者に報告しなければならない。

(区域外流入の協議)

第12条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道の処理区域外の者に対し、法第24条第1項第3号の規定により流域関連公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ、協議書(別記第10号様式)により流域下水道管理者に協議しなければならない。

2 流域下水道管理者は、前項の協議に対し、回答書（別記第11号様式）により公共下水道管理者に回答するものとする。

（使用の制限）

第13条 流域下水道管理者は、法第25条の27の規定により、施設の使用を一時制限するときは、あらかじめ公共下水道管理者に通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。ただし、災害等で緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第4章 報 告

（下水道普及状況等の報告）

第14条 公共下水道管理者は、前年度末の流域関連公共下水道の普及状況等について、毎年4月末日までに報告書（別記第13号様式）により流域下水道管理者に報告しなければならない。

（接続承認等申請予定の報告）

第15条 公共下水道管理者は、次年度に予定している第4条及び第9条の規定に基づく申請等の概要について、毎年9月末日までに報告書（別記第14号様式）により流域下水道管理者に報告しなければならない。

（流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の報告）

第16条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等について、別記第4に定めるところにより調査し、その結果を毎年12月15日までに報告書（別記第15号様式）により流域下水道管理者に報告しなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の調査により、異常な結果が測定された場合は、速やかに原因を調査し、その結果を流域下水道管理者に報告しなければならない。

（特定事業場等からの排出水の報告）

第17条 公共下水道管理者は、法第12条の2第1項に規定する特定事業場及び法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定により、公共下水道管理者が制定した下水道条例（以下「条例」という。）で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）の設置を義務づけられた工場又は事業場（以下「特定事業場等」という。）から、流域関連公共下水道へ排除される下水の水質について、別記第5に定めるところにより調査し、その結果を調査した翌月の末日までに、報告書（別記第16号様式）により流域下水道管理者に報告しなければならない。

2 公共下水道管理者は、前項の調査を行うに当たっては、あらかじめ、流域下水道管理者と協議して、その年度の調査の実施計画を定め、毎年4月末日までに報告書（別記第17号様式）により流域下水道管理者に報告しなければならない。

（使用開始等の届出に係る通知）

第18条 公共下水道管理者は、法第11条の2第1項又は第2項の規定に基づく届出を受理したときは、当該届出があった日から起算して20日以内に、通知書（別記第18号様式）により流域下水道管理者に通知しなければならない。

(特定施設の設置等に係る通知)

第19条 公共下水道管理者は、法第12条の10の規定に基づく流域下水道管理者への通知を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して20日以内に、通知書(別記第19号様式)により通知しなければならない。

(1) 法第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出に係る事項の通知

当該届出を受理した日

(2) 法第12条の5の規定による命令内容の通知

当該命令をした日

2 公共下水道管理者は、特定事業場以外の工場又は事業場から下水道法及び条例で定める下水の排除基準(以下「排除基準」という。)に適合しない下水を流域関連公共下水道に排除する原因となる施設(以下「除害施設必要施設」という。)を設置しようとする者又はその設置者に対し、除害施設及び除害施設必要施設の設置についての届出をするよう指導し、その設置に係る届出を受理したときは、当該届出を受理した日から起算して20日以内に、通知書(別記第20号様式)により流域下水道管理者に通知しなければならない。

(事故時の措置に係る通知)

第20条 公共下水道管理者は、法第12条の10第2項の規定に基づき、法第12条の9第1項で規定する届出を受理したときは届出の内容を、同条第2項で規定する命令を発したときは命令の内容を通知書(別記第21号様式)により、速やかに流域下水道管理者に通知しなければならない。

(流域関連公共下水道の使用に対する処分の通知)

第21条 公共下水道管理者は、法第37条の2の規定による命令又は第38条の規定による処分が流域下水道の維持管理に関連するものを行ったときは、通知書(別記第22号様式)により速やかに流域下水道管理者に通知しなければならない。

第5章 公共下水道管理者の責務

(公共下水道条例の制定等)

第22条 公共下水道管理者は、流域関連公共下水道に係る条例及びこれに基づく規則を制定又は改正しようとするときは、あらかじめ流域下水道管理者と協議しなければならない。

(事故時の措置)

第23条 公共下水道管理者は、流域下水道管理者と連携し緊急連絡体制を整備するとともに、特定事業場等が取り扱う有害物質等の情報を整理しておくものとする。

2 公共下水道管理者は、特定事業場等に対して、法第12条の9第1項の規定に基づく事故時の措置についての周知に努めるとともに、必要に応じて事故発生時の応急の措置を指導するものとする。

3 公共下水道管理者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として法第12条の9第1項の政令で定めるものを含む下水が特定事

業場等から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、速やかに関係機関への連絡を行う等の適切な対応を講ずるものとする。

(除害施設等台帳の整備)

第24条 公共下水道管理者は、特定事業場等の実態を常時把握するとともに、除害施設等の台帳を作成し検査結果及び指導事項等を記載しておかなければならない。

(特定事業場等の監視)

第25条 公共下水道管理者は、第17条第1項により実施した調査の結果当該水質が排除基準を超えるおそれがあると認めるときは、直ちに除害施設の稼働状況及び水質測定の実施状況等を検査するとともに、状況に応じ除害施設の排水の系統ごとの排水口における水質の分析を行い、必要があるときは、法第37条の2の規定による命令又は法第38条の規定による処分を行うなど適切な措置を講じなければならない。

(公共下水道巡視業務)

第26条 公共下水道管理者は、流域下水道の効率的で健全な管理運営に支障のないよう流域関連公共下水道を定期的に巡視し、必要に応じて不明水の流入防止、清掃、補修等の適切な措置を講じるものとする。なお、公共下水道管理者は、流域下水道への油、異物等の流入が認められ、流域下水道管理者から現状確認等立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(調査業務等)

第27条 公共下水道管理者は、法第25条の28第1項の規定による流域下水道管理者の原因調査の要請があった場合、直ちに調査し、その結果を流域下水道管理者に報告しなければならない。

- 2 公共下水道管理者は、前項に定めるもののほか、流域下水道管理者から流域下水道の維持管理に関して必要とする事項についての調査の依頼があった場合は、当該調査を行い、その結果を流域下水道管理者に報告しなければならない。
- 3 公共下水道管理者は、法第25条の28第2項の規定に基づき流域下水道管理者から条例の制定その他必要な措置をとるよう要請があったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に公共下水道管理者が流域下水道管理者と協議のうえ行った行為については、この要綱の規定する所定の手続きを受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

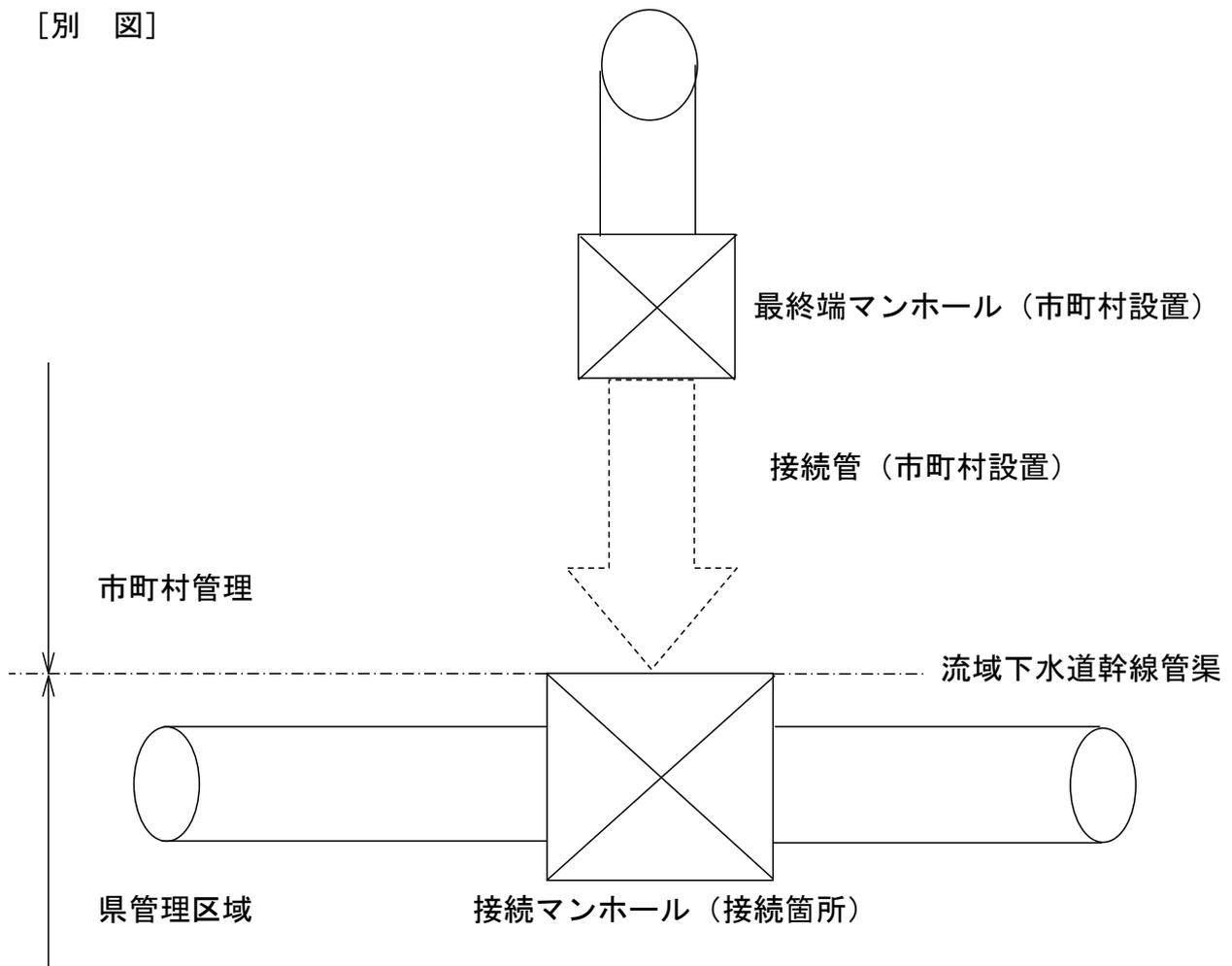
- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1（第3条関係）

流域下水道接続基準

- 1 流域下水道に流域関連公共下水道を接続する箇所は、流域下水道管理者が指定する幹線管渠のマンホール（以下「接続マンホール」という。）とする。
- 2 流域関連公共下水道の最終端には、別図に示すマンホール（以下「最終端マンホール」という。）を設置し、接続管をもって接続するものとする。
- 3 最終端マンホールの構造は、水質検査その他の作業が安全にできるものとする。
- 4 接続管の構造は、次のとおりとする。
 - (1) 接続管の大きさは、流域下水道事業計画に整合した当該処理分区の計画下水量を流下させることができるものとする。
- 5 流域下水道管理者が、前各号の基準によることが困難と認める接続箇所については、前各号の基準にかかわらず、流域下水道管理者と公共下水道管理者との協議により定めるものとする。

[別 図]



別記第2（第4条関係）

流域下水道への接続に係る軽微な変更

次の各号に該当する変更以外の変更とする。

- 1 計画処理分区の変更
- 2 接続管の構造及び能力の変更
- 3 接続箇所（位置）の変更

別記第3（第10条関係）

流域下水道使用承認基準

- 1 区域は、第8条の規定に基づき流域下水道管理者が通知した区域内であること。
- 2 下水量は、流域下水道の能力の範囲内であること。
- 3 接続工事については、第7条第1項の検査に合格していること。

別記第4（第16条関係）

水質及び水量に関する調査方法

1 水質及び水量調査回数

各接続箇所について、毎年1回調査すること。ただし、各調査箇所については、流域下水道管理者との事前協議により、変更することができる。

2 水質及び水量調査日

10月又は11月の雨の影響のない日とすること。

3 水量の調査方法

24時間測定を行うものとし、測定方法については、特に定めない。

4 水質の調査方法

(1) 試料

最終端マンホールにおいて、24時間採水し（その回数は2時間に1回とする。）試料はその流量比で混合した混合試料とする。

(2) 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省：建設省令第1号）に定められた方法によること。

(3) 分析項目

分析項目は、別記第15号様式その2の調書に掲げる全項目とすること。ただし、流域下水道管理者との協議により、「カドミウム及びその化合物」以下の項目で、各処理分区以内の事業場等の操業内容を勘案し、分析の必要がないと思われるものについては、除外することができる。

別記第5（第17条関係）

特定事業場等からの排出水の調査方法

1 対象事業場

対象とする事業場は、法第12条の2第1項に規定する特定事業場及び法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定により、公共下水道管理者が制定した条例で、除害施設の設置を義務づけられた工場又は特定事業場等とする。ただし、有害物質等（別記第16号様式その2調書の「カドミウム及びその化合物」以下の項目）を排出するおそれがなく、かつ排出量が日平均50m³未満の工場又は事業場については、流域下水道管理者と協議のうえ、調査対象から除外することができる。

2 調査回数

この調査は、有害物質等に係る事業場については、年4回以上、その他については年2回以上行うこと。

3 試料の採取

流域関連公共下水道への排出口ごとに試料を採取すること。

4 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法等に関する省令に定められた方法によること。

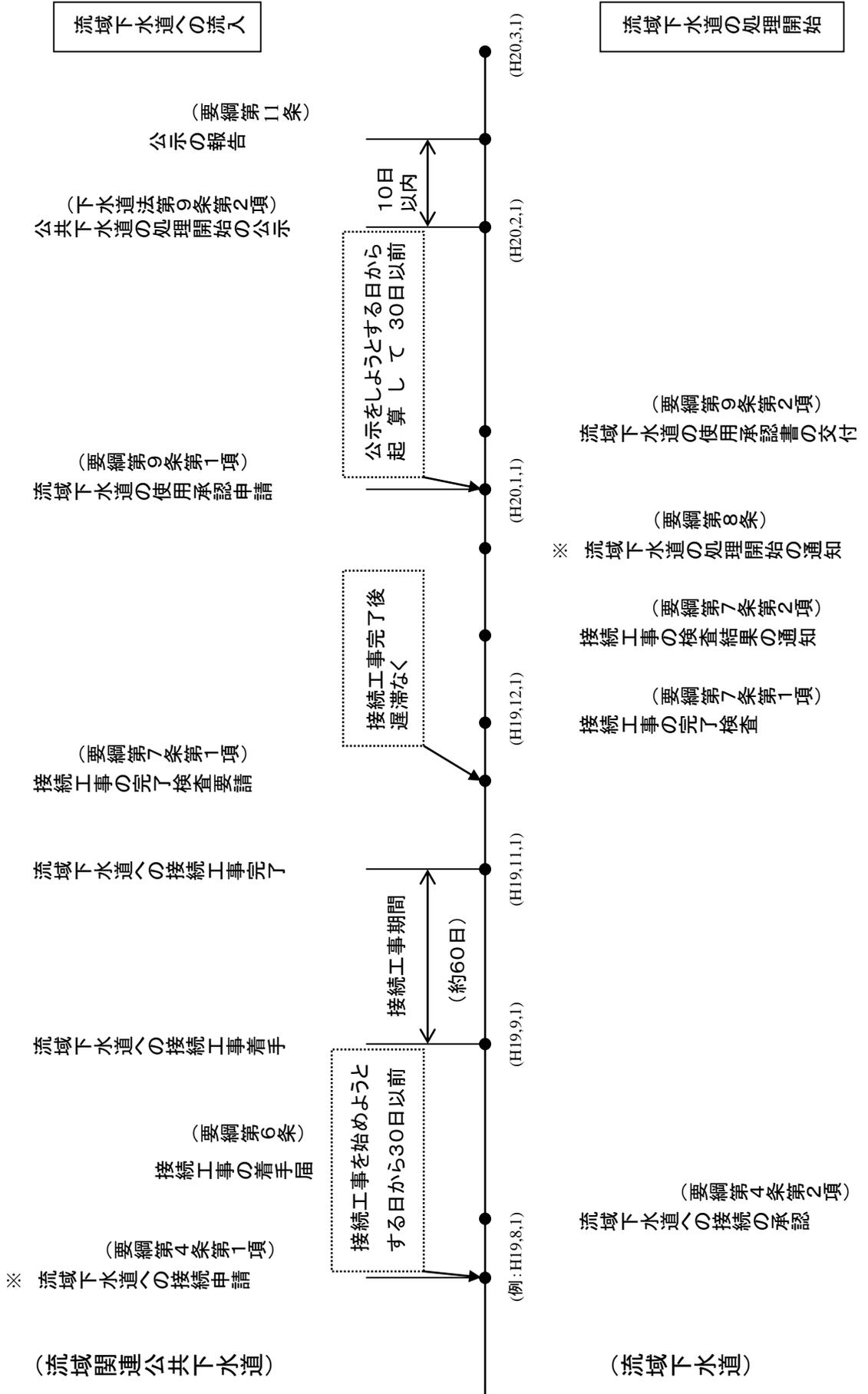
5 分析項目

分析項目は、事業場ごとに使用薬品等の内容を十分検討し、当該事業場から排出されるおそれのある項目とすること。

6 その他

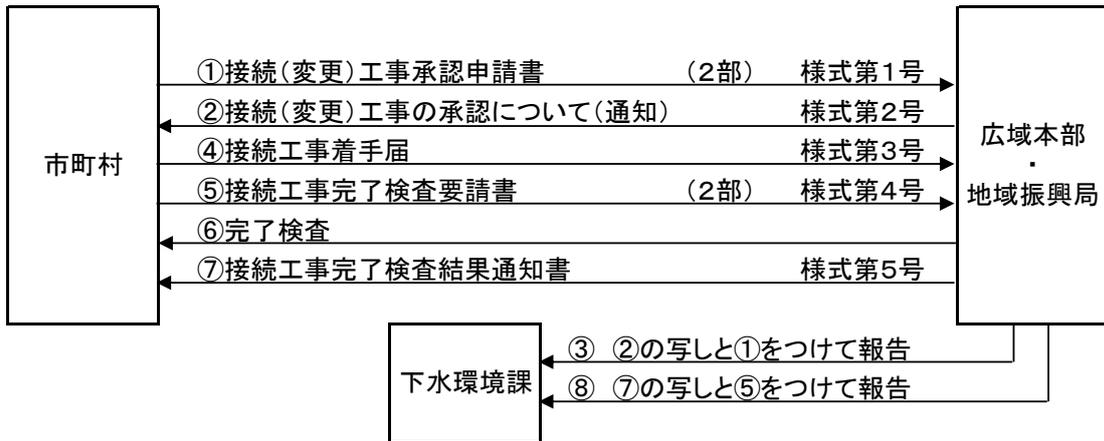
除害施設の運転状況、附帯計測器の管理状況、下水の状況、発生汚泥の処分状況等についても十分調査すること。

(処理開始までのフロー)

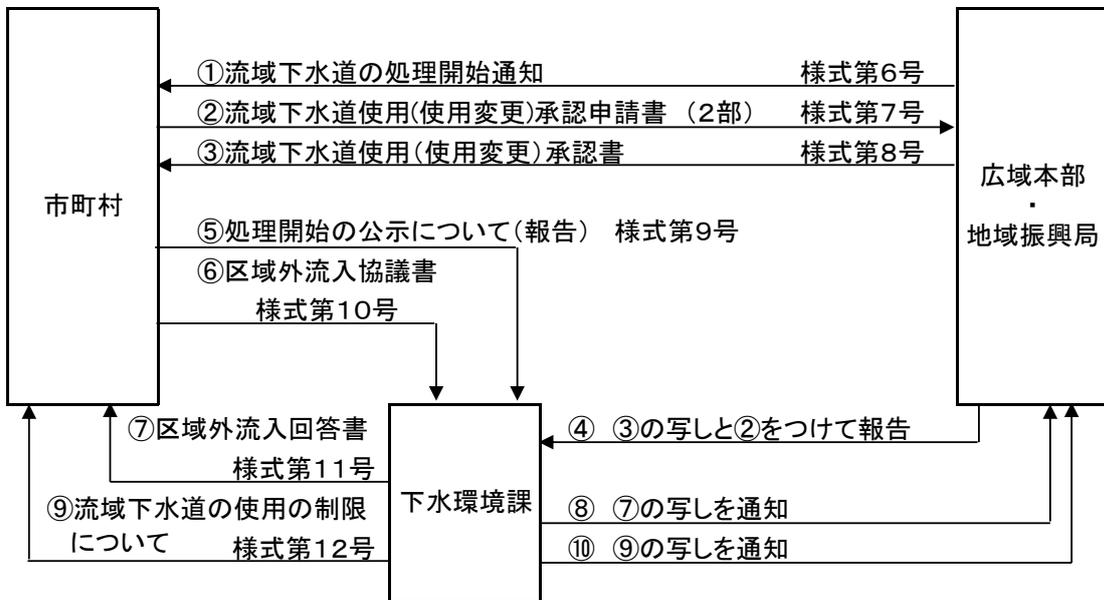


熊本県流域下水道維持管理要綱事務処理フロー

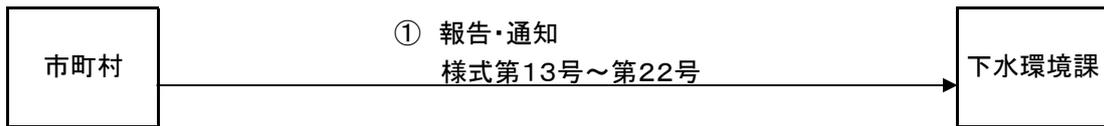
(1) 接続申請及び承認関係



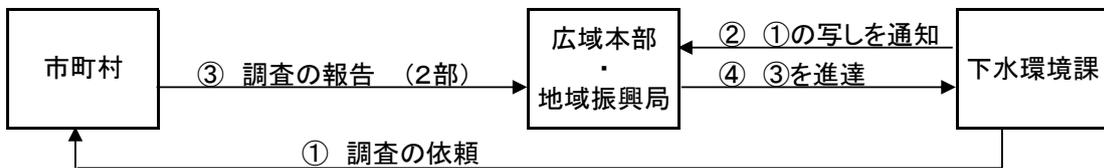
(2) 処理開始の申請及び承認関係



(3) 報告・届出等通知関係



(4) 異常時の事務処理関係



提出書類一覧

1. 公共下水道管理者からの申請及び報告等

(提出先: 県央広域本部、県南広域本部、球磨地域振興局 ただし、※は下水環境課に直接提出)

維持管理要綱	内容	様式番号	様式名	提出期限
第4条1項	接続の申請及び承認	第1号	接続工事(変更)承認申請書	接続(変更)工事着手の30日前
		第1号その2	流域下水道接続(変更)調書	"
第6条	接続工事の着手届	第3号	接続工事着手届	接続工事着手前までに
第7条1項	接続工事の完了検査	第4号	接続工事完了検査要請書	接続工事完了後、遅滞なく
第9条1項	使用の申請及び承認	第7号	流域下水道使用(使用変更)承認申請書	使用開始の公示をしようとする日から起算して30日前まで
		第7号その2	申請内訳書	"
		第7号その3	下水量調書	"
		第7号その4	工場等調書	"
第11条	処理開始の公示内容の報告 ※	第9号	処理開始の公示について(報告)	公示を行ってから10日以内
第12条1項	区域外流入の協議 ※	第10号	区域外流入協議書	許可前に、あらかじめ
第14条	下水道普及状況等の報告 ※	第13号	流域関連公共下水道の普及状況等について	毎年4月末まで
		第13号その2	年度末下水道普及実績調書	"
第15条	接続承認等申請予定の報告	第14号	接続承認等の申請予定について(報告)	次年度予定分毎年9月末まで
		第14号その2	流域下水道接続承認申請予定調書	"
		第14号その3	流域下水道使用承認申請予定調書	"
第16条1項	流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の報告 ※	第15号	流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等について(報告)	毎年12月15日まで
		第15号その2	流域下水道流入下水水質調書	"
		別図	流域変動図	"
第16条2項	第16条の調査による異常な結果の報告 ※	—	—	異常結果が測定された場合、速やかに
第17条1項	特定事業場からの排水の報告 ※	第16号	特定事業場等排水の調査結果について(報告)	調査した翌月の末日まで
		第16号その2	特定事業場等排水水質調書	"
第17条2項	第17条の調査の報告 ※	第17号	特定事業場等の水質調査計画について(報告)	毎年4月末日まで
		第17号その2	特定事業場等調査実施計画書	"
第18条1項	使用開始等の届出に係る通知 ※	第18号	使用開始等の届出について(通知)	届出を受理した日から起算して20日以内
第19条1項	法第12条の10の規定に基づく届出 ※	第19号	特定施設に係る届出(変更命令)について(通知)	届出を受理した日及び命令をした日から起算して20日以内
第19条2項	特定施設以外の工場等の届出 ※	第20号	除害施設必要施設等に係る届出について(通知)	届出を受理した日から起算して20日以内
第20条	法第12条の10第2項の規定に基づく届出 ※	第21号	事故時の措置に係る届出等について(通知)	通知後、速やかに
第21条	流域関連公共下水道の使用に対する処分の通知 ※	第22号	流域関連公共下水道使用者に行った処分について(通知)	処分を行った場合、速やかに
第27条1項	原因調査の報告	—	—	原因調査の要請があった場合、直ちに
第27条2項	流域下水道管理者からの調査依頼の報告	—	—	調査後、速やかに

2. 流域下水道管理者の承認及び回答等

要綱	内容	様式	様式名	送付期限
第4条2項	接続の承認	第2号	接続工事(変更)の承認について	適合を認めたときに、速やかに
第7条	完了検査の通知	第5号	接続工事完了検査結果通知書	検査終了後、適合を認めた場合
第8条	流域下水道の処理開始	第6号	流域下水道の処理開始通知	処理開始前まで
第9条2項	使用の承認	第8号	流域下水道使用(使用変更)承認書	承認する場合
第12条2項	区域外流入の協議回答	第11号	区域外流入回答書	協議後、速やかに
第13条	使用の制限	第12号	流域下水道の使用の制限について	施設の使用を一時制限するとき、あらかじめ

別記第1号様式（第4条関係）

第 年 月 号
年 月 日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

接 続 工 事 （ 変 更 ） 承 認 申 請 書

このことについて、熊本県流域下水道維持管理要綱第4条第1項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 流域下水道接続（変更）調書（別記第1号様式その2）
- 2 接続施設平面図
- 3 マンホール等構造図

- （注） 1 二以上の市町村が合流して流入する場合は、協定書の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

流域下水道接続（変更）調書

流域下水道名		市町村名		整理番号			
申請年月日	年月日	使用開始予定年月	年月	接続工事完成予定年月	年月		
接続幹線名	接続箇所名	接続箇所名	接続箇所名	接続箇所番号	接続箇所番号		
処理分区名							
処理分区内の地名							
汚水量 (m ³ /日)							
処理分区計画概要	区域区分			工場排水量		総汚水量	
	住居	商業	工業	準工場	計		
人口(人)							
面積(ha)							
		家庭及び営業汚水量		工場排水量		総汚水量	
		時間最大	日最大	日平均	時間最大	日最大	日平均
		ご配(0/00)		地盤高(m)		管底高(m)	
				上流			
				上流			
				下流			
流域関連公共下水道最終端管渠							
接続管							
流域下水道幹線管渠							

作成担当者名:

所属課係名:

電話:

(内線)

(注)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第2号様式（第4条関係）

第 年 月 日
市町村 公共下水道管理者
職 氏 名 様
流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名

接続工事（変更）の承認について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のありました流域下水道への接続（変更）については、下記のとおり承認します。

記

流域下水道名	
流域下水道幹線名	
接続箇所番号	
処理分区名	
接続工事の内容	

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

接 続 工 事 着 手 届

年 月 日付け 第 号で承認された流域下水道への
接続について、下記のとおり着手しますので、届け出ます。

記

流域下水道名	
流域下水道幹線名	
接続箇所番号	
処理分区名	
工 期	
施 行 業 者 名	

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日
号

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

接 続 工 事 完 了 検 査 要 請 書

年 月 日付け 第 号で承認された接続工事について、下記のとおり完了しましたので、熊本県流域下水道維持管理要綱第7条第1項の規定により、検査を要請します。

記

流域下水道名	
流域下水道幹線名	
接続箇所番号	
処理分区名	
工 期	
施 行 業 者 名	
完 了 年 月 日	

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第5号様式（第7条関係）

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名 様

第 年 月 日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名

接続工事完了検査結果通知書

年 月 日付け 第 号で要請のありました接続工
事の完了検査の結果を、下記のとおり通知します。

記

流域下水道名	
流域下水道幹線名	
接続箇所番号	
処理分区名	
工事完了年月日	
検査年月日	
検査結果	

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第6号様式（第8条関係）

第 年 月 日
 号

市町村 公共下水道管理者
 職 氏 名 様

流域下水道管理者
 熊本県知事 氏 名

流域下水道の処理開始通知書

このことについて、下記のとおり処理開始しますので、下水道法第25条の26の規定により通知します。

記

流域下水道名			
処理開始年月日		年 月 日	
処理すべき区域	処理分区名		
	面積 (ha)		
	処理分区内の地名		
処理開始する排水施設の名称及び位置	幹線名		
	位 置	起 点	
		終 点	
排除方式			

(注) 1 この通知に当たっては、流域下水道処理開始通知区域図（縮尺 10,000 分の1程度）を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第7号様式（第9条関係）

第 年 月 日
号

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

流域下水道使用（使用変更）承認申請書

このことについて、熊本県流域下水道維持管理要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

流域下水道名		処理開始年月日	年 月 日
処理分区名	接続箇所番号	接 続 承 認	
		番 号	年 月 日

- (注) 1 この申請書には、下記の書類を添付する。
- (1) 調書 ア 申請内訳書（別記第7号様式その2）
 - イ 下水量調書（別記第7号様式その3）
 - ウ 工場等調書（別記第7号様式その4）
 - (2) 図面 予定処理区域図

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

申 請 内 訳 書

市町村名	前回の申請年月日	年	月	日	整理番号	処理分区	処理分区
区分	計	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区
	面積(ha)						
人口(人)							
新規(追加)区域	面積(ha)						
	人口(人)						
申請区域	面積(ha)						
	人口(人)						

作成担当者名:

所属課係名:

電話:

(内線)

(注)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

下 水 量 調 査 書

単 位 : m³ / 日

区分	処理分区名	計	処理分区	処理分区	処理分区	処理分区	整理番号	処理分区
							処理分区	
既承認区域	家庭及び営業汚水量							
	工場排水量							
	その他の							
	総汚水量							
新規(追加)区域	家庭及び営業汚水量							
	工場排水量							
	その他の							
	総汚水量							
申請区域	家庭及び営業汚水量							
	工場排水量							
	その他の							
	総汚水量							

作成担当者名:

所属課係名:

電話: (内線)

備考: 家庭及び営業汚水量に係る原単位は、
日 / 日・人を使用。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

工 場 等 調 査 書

処 理 分 区 名	整理番号						
既 承 認 区 域	A 下水道使用工場の排水量	B 下水道未使用工場の排水量				計(A+B)	
	m3/日	m3/日	m3/日	m3/日	m3/日	m3/日	
新 規 (追 加) 区 域	特定施設 番号の番号	会社名	業 種	所 在 地	日 平 均 排 水 量 (m3/日)	除 外 施 設 の 名 称	下 水 道 使 用 の 排 水 の 状 況
							有 無
							放 流 先 河 川 名 及 び 対 策
							D 下水道使用排水量 m3/日
							E 未使用排水量 m3/日
C 計 (D+E)							計(A+B+C)
下水道使用工場の排水量(A)+(D)							計(A+B+C)
m3/日							m3/日
申 請 区 域							

(注)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第8号様式（第9条関係）

第 年 月 号
年 月 日

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名 様

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名

流域下水道使用（使用変更）承認書

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのこと
については、申請のとおり承認します。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第9号様式（第11条関係）

第 年 月 日
号

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

処 理 開 始 の 公 示 に つ い て （ 報 告 ）

このことについて、熊本県流域下水道維持管理要綱第11条の規定により
下記のとおり報告します。

記

公 共 下 水 道 名	
処 理 分 区 名	
使 用 承 認 年 月 日	
公 示 年 月 日	
処 理 開 始 年 月 日	

- (注) 1 この報告書には、処理開始の公示の写しと、公示区域平面図を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第10号様式（第12条関係）

第 年 月 日
号

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

区 域 外 流 入 協 議 書

下水道法第24条第1項第3号に規定する流域関連公共下水道の使用について、熊本県流域下水道維持管理要綱第12条の規定により、関係書類を添えて協議します。

公共下水道名	
接続箇所番号	
処理分区名	
流入予定区域	
水量 (m ³ /日平均)	
公共下水道管理者 の 意 見	

- (注) 1 この協議書には、区域外流入の許可申請書の写しを添付すること。
2 流入予定区域は、区域内の地名を町・丁目又は字名まで記入すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

第 年 月 日
市町村 公共下水道管理者
職 氏 名 様
流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名

区 域 外 流 入 回 答 書

年 月 日付け 第 号で協議のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

流 域 下 水 道 名	
接 続 箇 所 番 号	
処 理 分 区 名	
承 認 区 域	
流入水量 (m ³ /日平均)	
条 件	

- (注) 1 承認区域欄は、別記第 1 0 号様式の流入予定区域を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第12号様式（第13条関係）

第 年 月 日
市町村 公共下水道管理者
職 氏 名 様
流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名

流域下水道の使用の制限について

このことについて、下記のとおり、流域下水道施設の使用を一時制限しますので下水道法第25条の27の規定により通知します。

記

制限期間	
制限時間	
制限施設	

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第13号様式（第14条関係）

第 年 月 号
年 月 日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

流域関連公共下水道の普及状況等について

熊本県流域下水道維持管理要綱第14条の規定により、別添調書のとおり
報告します。

- (注) 1 この報告は毎年4月末日までに行うこと。
2 この報告書には、下水道普及実績調書（別紙第13号様式その2）を添付
すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

〇〇年度末 下水道普及実績調書

処理区分名		計	処理区分										
区分													
A	処理分区面積 (ha)												
B	整備済み面積 (ha)												
C	処理区を含む地区の人口計 (※旧様式の住民基本台帳人口)												
D	処理分区内人口												
E	整備済み区域内人口(未接続含む)												
F	下水道接続人口												
G	処理分区内世帯数												
H	整備済み区域内世帯数(未接続含む)												
I	下水道接続世帯数												
	整備率 (B/A) (%)												
	普及率 (E/D) (%)												
	接続率(人口) (F/E) (%)												
	接続率(世帯) (I/H) (%)												
下水量	J 工場排水量 (m3/日)												
	事業所数												
	K 家庭及び営業汚水量 (m3/日)												
	L その他(L=M-(J+K)) (m3/日)												
M 計 (m3/日)													
汚水量 (m3/日・人)	対処理区人口 (M/F)												
	対接続人口 (M/F)												
浸入水等原単位 (m3/日・ha)													

市町村名を記入

作成担当者名： 所属課係名：

電話： (内線)

(注)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

R4.3様式改定

別記第 14 号様式（第 15 条関係）

第 年 月 号
日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

接続承認等の申請予定について（報告）

熊本県流域下水道維持管理要綱第 15 条の規定により、別添調書及び図面
のとおり報告します。

（注） 1 この報告書には、下記の書類を添付する。

- （1）調書 ア 流域下水道接続承認申請予定調書（別記第 14 号様式その 2）
イ 流域下水道使用承認申請予定調書（別記第 14 号様式その 3）

（2）図面 処理計画一般図・接続施設平面図・接続施設構造図

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

年度流域下水道使用承認申請予定調書

処理区分名 項目	計			市町村名			処理区分			処理区分		
	面積 (ha)	人口 (人)	総汚水量 (m ³ /日)									
申請予定月												
前年度末累計												
年 4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
年 1月												
2月												
3月												
年度累計												
年度末累計												
備考												

作成担当者：

所属課係名：

電話

(内線

)

別記第15号様式（第16条関係）

第 年 月 号
日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

流域関連公共下水道から流域下水道へ流入する
下水の水質及び水量等について（報告）

このことについては、別添調書及び図面のとおりです。

- （注） 1 この報告書には、下記の書類を添付する。
（1）調書 流域下水道流入下水水質調書（別記第15号様式その2）
（2）図面 流量変動図（別図）
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

流域下水道流入下水水質調書

市町村名		処理区分名		整理番号	
流域下水道名		処理開始年月日		年	月 日
接続幹線名		接続箇所番号			
分析実施形態	自主	委託	採水年月日	年	月 日～ 日
実測下水量		m3/日	分析完了年月日	年	月 日

水質分析項目		排水の水質	水質分析項目		排水の水質
外観			ジクロロメタン	mg/l	
水温	℃		四塩化炭素	mg/l	
アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素	mg/l		1・2-ジクロロエタン	mg/l	
及び硝酸性窒素含有量			1・1-ジクロロエチレン	mg/l	
水素イオン濃度	pH		シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	
生物化学的酸素要求量	mg/l		1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	
浮遊物質量	mg/l		1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量			1・3-ジクロロプロペン	mg/l	
	鉱油類含有量	mg/l	チウラム	mg/l	
	動植物類油脂含有量	mg/l	シマジン	mg/l	
窒素含有量	mg/l		チオベンカルブ	mg/l	
燐含有量	mg/l		ベンゼン	mg/l	
沃素消費量	mg/l		セレン及びその化合物	mg/l	
カドミウム及びその化合物	mg/l		ほう素及びその化合物	mg/l	
シアン化合物	mg/l		ふっ素及びその化合物	mg/l	
有機燐化合物	mg/l		フェノール類	mg/l	
鉛及びその化合物	mg/l		銅及びその化合物	mg/l	
六価クロム化合物	mg/l		亜鉛及びその化合物	mg/l	
砒素及びその化合物	mg/l		鉄及びその化合物	mg/l	
水銀及びアルキル水銀	mg/l		(溶解性)		
その他の水銀化合物	mg/l		マンガン及びその化合物	mg/l	
アルキル水銀化合物	mg/l		(溶解性)		
ポリ塩化ビフェニル	mg/l		クロム及びその化合物	mg/l	
トリクロロエチレン	mg/l		1,4 -ジオキサン	mg/l	
テトラクロロエチレン	mg/l		ダイオキシン類	pg-TEQ/l	
備考					
水質分析責任者					

作成担当者

所属課名

電話

-

-

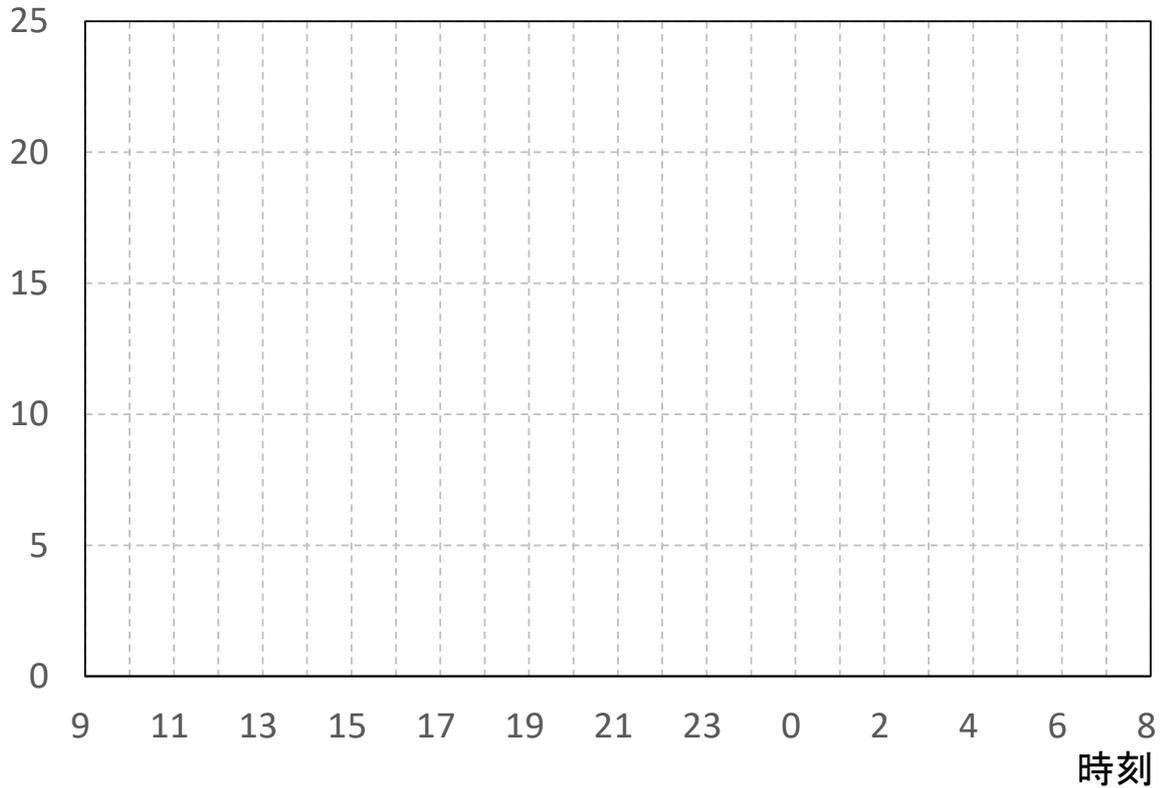
(内線

)

別図

流 量 変 動 図
市町村名()

下水流量 (m³/h)



流域下水道名		処理分区名	
接続箇所番号		測定年月日	
下水量 (m ³ /日)			
測定方法			
計算式			

(注)1 図は、折れ線グラフとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第16号様式（第17条関係）

第 年 月 号
年 月 日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

特定事業場等排出水の調査結果について（報告）

熊本県流域下水道維持管理要綱第17条第1項の規定に基づき、別添調書
のとおり報告します。

- （注） 1 この報告書には、特定事業場等排出水水質調書（別記第16号様式その2）
を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事業場等排出水水質調書

市町村名	
------	--

事業場名			
所在地		業種	
流域下水道名		処理開始年月日	年 月 日
接続幹線名		幹線接続箇所番号	
下水道使用開始年月日	年 月 日	除害施設設置年月日	年 月 日
汚水の種類		日最大排水量	m ³ /日
使用原材料名		日平均排水量	m ³ /日
汚水の処理方法		排水口の位置	

採水日時	年 月 日	時 分
------	-------	-----

《水質分析結果》

水質分析項目	単位	排水の水質	排水(排除)基準
外観	-		
水温	℃		
アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/ℓ		380(125)未満
水素イオン濃度(pH)	-		5超過9未満(5.7超過8.7未満)
生物化学的酸素要求量	mg/ℓ		5日間に600(300)未満
浮遊物質	mg/ℓ		600(300)未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類含有量	mg/ℓ		5以下
〃 動植物油脂類含有量	mg/ℓ		30以下
窒素含有量	mg/ℓ		240(150)未満
リン含有量	mg/ℓ		32(20)未満
沃素消費量	mg/ℓ		
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ		0.03以下
シアン化合物	mg/ℓ		1以下
有機リン化合物	mg/ℓ		1以下
鉛及びその化合物	mg/ℓ		0.1以下
六価クロム化合物	mg/ℓ		0.2以下
砒素及びその化合物	mg/ℓ		0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ		0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/ℓ		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ		0.003以下
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.1以下
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.2以下
四塩化炭素	mg/ℓ		0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.02以下
チウラム	mg/ℓ		0.06以下
シマジン	mg/ℓ		0.03以下
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.2以下
ベンゼン	mg/ℓ		0.1以下
セレン及びその化合物	mg/ℓ		0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/ℓ		10以下
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ		8以下
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.5以下
フェノール類	mg/ℓ		5以下
銅及びその化合物	mg/ℓ		3以下
亜鉛及びその化合物	mg/ℓ		2以下
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/ℓ		10以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/ℓ		10以下
クロム及びその化合物	mg/ℓ		2以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ		10以下

注:()は、製造業又は、ガス供給業の用に供する施設からの排水について条例で規定している場合の基準値です。

水質分析実施者	
水質分析完了年月日	年 月 日

調査結果	汚水等処理施設・除害施設の管理状況、指導内容等
排除基準違反の理由	排除基準違反に対する措置内容

作成担当者名	所属課係名
電話	E-mail

別記第17号様式（第17条関係）

第 年 月 号
年 月 日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

特定事業場等の水質調査計画について（報告）

熊本県流域下水道維持管理要綱第17条第2項の規定に基づき、別添調書
のとおり報告します。

- （注） 1 この報告書には、特定事業場等調査実施計画書（別記第17号様式その2）
を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第18号様式（第18条関係）

第 年 月 号
日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

使用開始等の届出について（通知）

このことについて、届出を受理したので、熊本県流域下水道維持管理要綱
第18条第1項の規定により通知します。

- （注） 1 この通知には、当該届出書の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第19号様式（第19条関係）

第 年 月 号
日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

特定施設に係る届出（変更命令）について（通知）

このことについて、届出を受理（計画変更を命令）したので、熊本県流域
下水道維持管理要綱第19条第1項の規定により通知します。

- （注） 1 この通知には、当該届出書（命令書）の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第20号様式（第19条関係）

第 年 月 号
年 月 日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

除害施設必要施設等に係る届出について（通知）

このことについて、届出を受理したので、熊本県流域下水道維持管理要綱
第19条第2項の規定により通知します。

- （注） 1 この通知には、当該届出書の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 2 1 号様式（第 2 0 条関係）

第 年 月 号
日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

事故時の措置に係る届出等について（通知）

このことについて、別紙のとおり届出を受理した（命令を行った）ので、
熊本県流域下水道維持管理要綱第 2 0 条第 1 項の規定により通知します。

- （注） 1 この通知には、当該届出書（命令書）の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第22号様式（第21条関係）

第 年 月 号
年 月 日

流域下水道管理者
熊本県知事 氏 名 様

市町村 公共下水道管理者
職 氏 名

流域関連公共下水道使用者に行った処分について（通知）

このことについて、 に対し
て別添写しのとおり措置したので、熊本県流域下水道維持管理要綱第21条
の規定により通知します。

- （注） 1 この通知には、命令等を行った書類の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。